

## 4. 珠泉西町 エレガンスエリア規定原文 ハーモニーエリア規定原文

### (目的)

第1条 この規定は別紙に定める地区においてよりよい住環境の創出を推進し、将来における資産価値の保全を目的とする。

### (運営)

第2条 この規定は「リバーパーク珠泉住宅地建築及びみどりの基本協定」に付加されるものとし、最終的に住民で組織される運営委員会により審査・施工後のチェック・違反者に対する措置・啓発活動を行うものとする。

### 基本協定に付加される事項

#### (建築に関する付加規定)

第3条 1. 建築物の外観は景観形成上支障のないものとする。

2. 建築物の外壁の色はグレー、茶を基調とし、玄関付近はなるべく自然素材を使用し景観に配慮するものとする。

#### 3. (エレガンスエリア)

カーポート、サンルーム、バルコニーを設置される時は事前に「リバーパーク珠泉住宅地建築及びみどりの協定運営委員会」へ詳細(種類・構造(材質)・施工面積・高さ・配置)を申請し協定運営委員会の許可を得た後設置するものとする。

#### (ハーモニーエリア)

カーポート、サンルーム、バルコニーを設置される時は事前に「ハーモニーエリア運営委員会」へ詳細(種類・構造(材質)・施工面積・高さ・配置)を申請しハーモニーエリア運営委員会の許可を得た後設置するものとする。

#### 4. (エレガンスエリア)

カーポートの素材は原則として木またはアルミとし、屋根部分が折板の場合は折板部分の外周を破風板で隠して施工するものとする。また、カーポートに風よけとして側面を作る場合は、樹脂製の波板は使用せず、板状のポリカーボネートや金属製または木製の板で施工するものとする。

#### (ハーモニーエリア)

カーポートはハーモニーエリア運営委員会の提案するものを設置するものとする。

5. サンルーム、バルコニーを設置する場合は、壁面またはこれにかわる柱の面は道路及び隣地までの距離を1.2m確保するものとする。但し、バルコニーで壁面もしくは囲いが無い場合でかつ面積が5㎡以下のものについては軒先から道路及び隣地までの距離を0.2m以上とするが、その際は道路及び隣地へ雪が落ちない構造とする。

#### 6. (エレガンスエリア)

スチール物置を設置する場合は前面道路から目に触れない場所に設置するものとし、大きさ・配置等を事前に申請し協定運営委員会の許可を得た後設置するものとする。

#### (ハーモニーエリア)

物置はハーモニーエリア運営委員会が定める物置を設置するものとし、設置位置、大きさ、構造を事前にハーモニーエリア運営委員会に申請し、許可を得た後設置するものとする。

#### (緑化に関する付加規定)

第1条 1. 植栽は建物完成後すみやかにを行うものとする。

2. 景観形成地区(ハーモニーエリア)の植栽の内、低木及び中木は次の種類を基本とするものとする。

#### (1)低木の種類

サツキ、ツツジ類、カンツバキ、キョウチクトウ、クちなシ、ジンチョウゲ、トベラ、サカキ類、シャリンバイ、ツゲ、ウメモドキ、アオキ、アベリア、キャラボク、ドウダンツツジ、トサミズキ、アジサイ、シモツゲ、キンシバイ、マンサク、ハクチョウゲ、マユミ、ウツギ類、ハギ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョ、コデマリ等

#### (2)中木の種類

サザンカ、ツバキ類、モクセイ類、マサキ、モチノキ類、ヒイラギ類、コノテガシワ、ヒバ類、ウバメガシ、タギョウショウ、カシ類、ムクゲ、ハナズオウ等

平成15年7月25日

ハーモニーエリア運営委員会